

○別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件（平成元年郵政省告示第五十号）の一部を改正する件 新旧対照表
 (傍線部分は改正部分)

改正案		現行	
無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)別表第一号注36の規定に基づき、別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を次のように定める。		(同上)	
次の表の左欄に掲げる周波数帯の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。		(同上)	
周波数帯	周波数の許容偏差	周波数帯	周波数の許容偏差
(略)	(略)	(同上)	(同上)
<u>915.9MHz以上929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備</u>	20(10 ⁻⁶)	<u>950.8MHzを超え957.6MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備(移動体識別用を除く。)</u>	20(10 ⁻⁶)
(略)	(略)	(同上)	(同上)